

地方独立行政法人名張市立病院中期目標の策定方針とスケジュールについて

1. 策定方針

(1) 基本的な考え方

名張市立病院（以下「市立病院」といいます。）は、平成9年4月の開院以来、市民に親しまれ信頼される病院を目指して、二次医療機関として地域の医療機関等との役割分担や連携を行いながら、救急医療（二次救急、小児救急）、小児医療、感染症医療、災害その他緊急時における医療といった地域医療における中核的な役割を果たしています。

近年は、少子高齢化による疾病構造の変化、医療需要の増大や多様化、医療従事者の不足と働き方改革が大きな課題となっています。市立病院がこうした課題に対応し、持続可能な医療提供体制を構築するための強固な経営基盤の確立に向けて、経営形態を地方独立行政法人へ移行することを目指します。

地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）は、設立団体である名張市が策定する中期目標に基づき、地域医療における役割を引き続き担いながら、地方独立行政法人の特長である経営の自主性・迅速性、職員の意識改革、医師の確保を十分に生かした病院運営を行う必要があります。

中期目標は、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）の定めにより、「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「業務運営の改善及び効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」「その他業務運営に関する重要事項」に関する事項を記載し、評価委員会からの意見聴取及び市議会の議決を経て策定します。

なお、目標期間については、法第25条第1項の規定により3年以上5年以下の期間とされていますことから、中期目標を踏まえ法人の職務を遂行する義務を有する役員任期に合わせることとし、令和7年10月から令和11年3月までの3年6か月とします。

(2) 留意事項

ア 制度趣旨の考慮

地方独立行政法人制度は、地方分権改革の進展に伴い、平成15年度に新たに設けられた機動的・戦略的な仕組みです。

その目的は、単なる組織形態の変更ではなく、公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務事業について、政策の実施機能を分離させ、適正な事後評価等により、効率性・透明性を向上さ

せることにあります。

中期目標は、法第 25 条第 1 項に規定されているとおり、法人の達成すべき業務運営に関する目標となることから、当該目標の策定に当たっては、以上のような制度趣旨を考慮することも必要です。

地方独立行政法人法（抜粋）

第 3 章 業務運営

第 2 節 中期目標等

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

イ 実現可能性の考慮

中期目標に定める事項は、前述のとおり法第 25 条第 2 項に規定されています。

法人は、この目標に基づき具体的な業務を実施することになるため、実行不可能な理想論や抽象的・非実現的・理念的な目標では、かえって業務に支障が生じてしまいます。

よって、中期目標の策定においては、市立病院の現状を把握するとと

もに、経営幹部や職員の意見を踏まえた方向性を整理し、目標水準は、実現可能性を考慮しながら、法人の自発的な努力を促すものとする必要があります。

2. 策定スケジュール（案）【概略】

法第25条第3項に基づく中期目標策定に係る議会議決を経るまでの過程は、概ね下記のようになります（令和6年6月26日現在）。

[令和6年度]

| 月 | 評価委員会 | 市 | 議会 | その他 |
|-----|----------------------------------|-------------------|---------|--------|
| 6月 | 第1回開催 ・中期目標骨子 | | | |
| 7月 | | 素案作成 | | |
| 8月 | 第2回開催（予定） ・素案審議 | | | |
| 9月 | | 素案修正⇒案へ パブコメ準備 | | |
| 10月 | 第3回開催（予定） ・素案審議 | | | |
| 11月 | | | パブコメ説明 | |
| 12月 | | | | パブコメ実施 |
| 1月 | 第4回開催（予定） ・パブコメ報告 ・中期目標（案） | パブコメ集計 | | |
| 2月 | | | パブコメ報告 | |
| 3月 | | | 中期目標（案） | 中期目標公表 |